

情報番号：20210067

テーマ：インボイス制度における免税業者の留意事項

編著者：税理士 納見哲三

Question

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始となりますが免税業者はどのようなことに留意すべきでしょうか。

Answer

1. 区分記載請求書等保存方式への対応

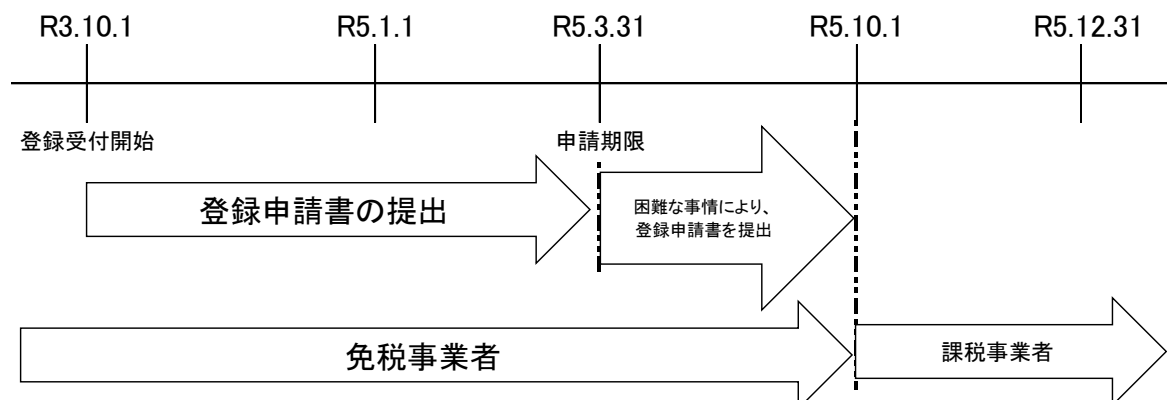
免税業者は、消費税申告の必要がないため、仕入税額控除を行う必要はありませんが、取引先が課税事業者の場合には、区分記載請求書の交付などの対応が必要になることがあります。

したがって、免税業者であっても、課税事業者に対し、軽減税率の対象となる食料品等の販売を行う場合には、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載のある区分記載請求書を発行できる体制をとる必要があります。

2. 適格請求書発行事業者となるための登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければなりません。令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合（経過措置）

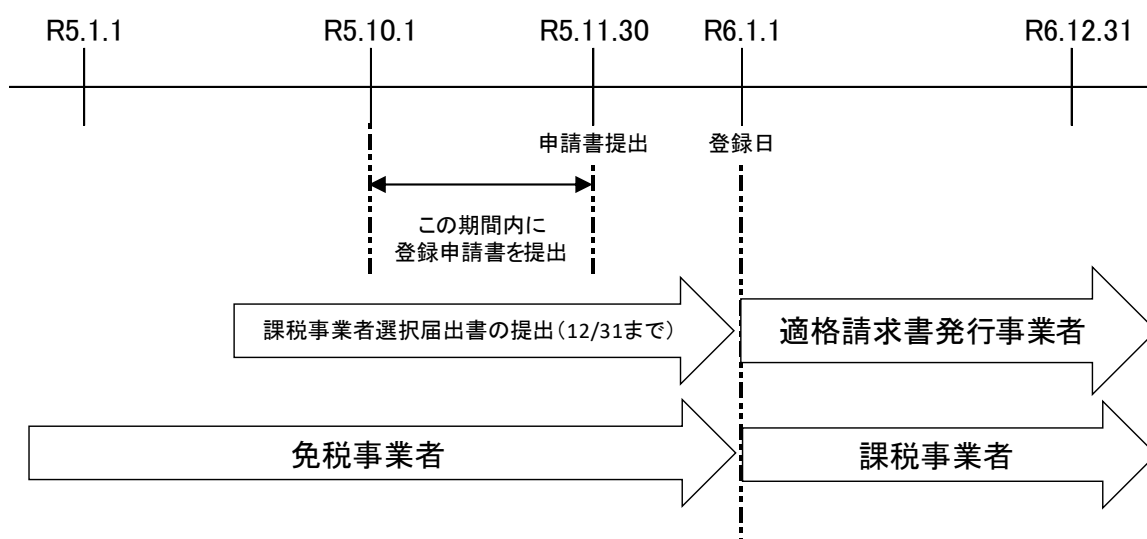


(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

登録を受ける日（開始日）が課税事業者でなければならないので、「消費税課税事業者選択届出書」を前課税期間の末日までに提出し、「登録申請書」を課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに提出しなければなりません。

例) 個人事業者や12月決算法人で令和6年1月1日に登録を受ける場合

- ・課税期間の初日の前日⇒ 令和6年1月1日の前日は令和5年年12月31日
- ・課税期間の初日の前日から起算して1月前の日⇒ 令和5年11月30日



3. 簡易課税制度選択届出書の特例

免税事業者が令和5年3月31日（困難な事情がある場合は、令和5年9月30日）までに登録申請書を提出する場合（上記2（1）の経過措置の適用を受ける場合）は、簡易課税制度の適用に関しては、当該課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度が適用されます。

なお、上記2（2）のように、適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受けない場合は、通常通り、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

（2022.05点検）

著者：納見哲三税理士事務所

<http://noumi-tax.jp>

税理士 納見 哲三

掲載内容の無断転載を禁じます。